

# 学校等における新型インフルエンザ 対策ガイドライン

平成21年5月

福井県教育委員会

## 目 次

本ガイドラインの基本的考え方 .....	1
新型インフルエンザの発生段階と対応体制 .....	2
<b>未発生期の段階【平常時】</b>	
I 県の体制 .....	3
II 教育委員会の体制 .....	3
III 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請 .....	4
<b>第一段階 海外発生期</b>	
I 県の体制 .....	5
II 教育委員会の体制 .....	5
III 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請 .....	7
<b>第二段階 国内発生早期</b>	
<b>【県外（近県を除く）】</b>	
I 県の体制 .....	9
II 教育委員会の体制 .....	9
III 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請 .....	11
<b>【県内および近県】</b>	
I 県の体制 .....	14
II 教育委員会の体制 .....	14
III 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請 .....	16
<b>第三段階 感染拡大期/まん延期/回復期</b>	
I 県の体制 .....	18
II 教育委員会の体制 .....	18
III 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請 .....	20
<b>第四段階 小康期</b>	
I 県の体制 .....	22
II 教育委員会の体制 .....	22
III 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請 .....	23

## 本ガイドラインの基本的考え方

近年、ニワトリ、アヒルなどが死亡してしまうような高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1 型）が流行し、全世界で人への感染事例が確認されるなど、新型インフルエンザの発生・流行に対する懸念が高まっている。

このような状況の中、国においては、平成17年11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」、平成19年3月に「新型インフルエンザ対策ガイドライン」が策定され、平成21年2月には、更なる科学的な知見の蓄積を踏まえ、同行動計画およびガイドラインの抜本的な改定が行われた。

また、本県においては、平成17年12月に策定した「福井県新型インフルエンザ対策行動計画」について、平成21年3月に抜本的な改定を行ったところであり、県教育委員会としても、学校等において感染拡大を可能な限り防止し、児童生徒等の健康被害を最小限に抑えるため、新型インフルエンザ対策を円滑かつ的確に行う必要がある。

本ガイドラインは、県教育委員会における新型インフルエンザ対策の基本的な方針を示すものであり、具体的な対策については、発生段階の状況等に応じて、順次弾力的な運用を行うこととする。

なお、新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変わりうること、新型インフルエンザ対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があることなどから、本ガイドラインについては、適宜修正を行うこととする。

## 新型インフルエンザの発生段階と対応体制

平常時の準備体制（準備段階）		設置会議
未発生期の段階 （平常時）	新型インフルエンザが発生していない段階	（県） 対策会議 【常設】

発生段階と対応体制（対応段階）		対応体制		
		県	教育委員会	
第一段階 （海外発生期）	(1) 海外で新型インフルエンザが発生した段階	警戒本部	連絡調整 会議	
第二段階 （国内発生早期）	(2) 県外で新型インフルエンザが発生した段階	対策本部	対策会議	
	(3) 県内および近県で新型インフルエンザが発生した段階			
第三段階	(4) 県内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態			
（県の判断による）	感染拡大期			(5) 入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期			(6) 入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期			(7) ピークを越えたと判断できる状態
第四段階 （小康期）	(8) 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態			

## 未発生期の段階【平常時】

- |      |   |
|------|---|
| 1 状態 | 新型インフルエンザが発生していない状態                                 |
| 2 目的 | 1)発生に備えて体制の整備および準備を行う。<br>2)関係機関との連携の下に発生の早期確認に努める。 |

### I 県の体制

新型インフルエンザの発生に備えて、知事を本部長とする「新型インフルエンザ対策会議（以下「県対策会議」という。）」を設置する。会議は年1回以上、定期的に行われ、新型インフルエンザ対策の進捗状況の確認を行う。

### II 教育委員会の体制

- 1 新型インフルエンザに関する情報収集
  - ・ 県対策会議や文部科学省等から情報を収集する。
  - ・ 児童生徒や保護者、教職員の健康状態や家庭の状況に関する報告体制を整備する。
- 2 情報の共有と分析
  - ・ 新型インフルエンザに関する情報の共有・分析と発生時以降の対応方針を協議するための教育庁内会議を必要に応じて開催する。
- 3 情報提供体制の確認
  - ・ 新型インフルエンザの予防のための留意事項や海外での発生状況など収集した情報を、学校や市町教育委員会等関係機関へ提供する体制を確認する。
- 4 教育庁内の体制整備
  - ・ 業務継続計画の策定、および新型インフルエンザ対策本部での役割や対応する職員の勤務体制を確認する。
  - ・ 職員の健康状態や家庭の状況を把握するための連絡体制を構築する。

### Ⅲ 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請

県立学校・県立施設に対して、以下の事項について指示するとともに、市町教育委員会等に対しても同様の対応をとるよう要請する。

#### 1 連絡体制の整備

- ・ 新型インフルエンザが発生した場合に適切な感染予防策を講じ、県教育委員会から臨時休業・休館等の指示・要請があれば速やかに実施できるよう、運営体制について検討を行う。
- ・ 新型インフルエンザが発生した場合に備え、児童生徒や保護者等との連絡体制の整備・確認を行う。

#### 2 新型インフルエンザに関する指導等

- ・ 新型インフルエンザの感染予防策や感染した場合の注意事項等を児童生徒に指導するとともに、保護者等に対して情報提供を行う。
- ・ 児童生徒や保護者、教職員の健康状態の把握に努める。

#### 3 感染予防のための対応

- ・ 感染予防のため、児童生徒、教職員、施設利用者等に以下の点について周知する。
  - ① 感染予防策(手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット(※)等)を周知すること。
  - ② 死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、教育委員会に報告するか健康福祉センター等に相談すること。
  - ③ 鳥や動物を飼育している場合にはそれらが野鳥と接触しないようにするとともに、飼育動物等に触った後はうがいや手洗いをし、糞尿を速やかに処理するなど清潔を心がけること。
- ・ 特別支援学校においては、寄宿舍内の感染予防対策等を検討する。

#### ※ 咳エチケットについて

- ① 咳やくしゃみなど、少しでも症状のある人は必ずマスクをしましょう。  
医療機関を受診する際も、必ずマスクをして受診しましょう。
- ② 咳やくしゃみの際には、ティッシュなどで鼻と口を押さえて、周りの人から顔をそむけましょう。
- ③ 使用後のティッシュはフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。

## 第一段階 海外発生期

- |      |                     |
|------|---------------------|
| 1 状態 | 海外で新型インフルエンザが発生した状態 |
| 2 目的 | 県内発生に備えて体制の整備を行う。   |

### I 県の体制

副知事を本部長とする「新型インフルエンザ警戒本部（以下「県警戒本部」という。）」を設置し、対策の初動対応の確認や県内症例の早期検知、新しい亜型のウイルスの迅速な同定、報告、感染者に対する適切な措置などを確実に実施するため、情報収集や対策の協議等を行う。

また、国内で発生した場合に設置する「新型インフルエンザ対策本部」への円滑な移行のために準備を行う。

### II 教育委員会の体制

- 1 新型インフルエンザに関する情報収集
  - ・ 県警戒本部や文部科学省等から情報を収集する。
  - ・ 児童生徒や保護者、教職員の健康状態や家庭の状況に関する報告体制を確認し、必要な準備を行う。
- 2 福井県教育委員会新型インフルエンザ連絡調整会議の設置
  - ・ 新型インフルエンザ発生に伴う県教育委員会の諸対策を組織的に実施するため、「福井県教育委員会新型インフルエンザ連絡調整会議」を設置する。
- 3 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への情報提供等
  - ・ 海外での新型インフルエンザの発生状況や予防のための留意事項などについて、迅速かつ正確な情報提供を行う。
  - ・ 本ガイドライン等に基づき必要な対策が円滑に実施できるよう、体制の点検や確認を指示・要請する。
- 4 学校の臨時休業期間中の学習指導等
  - ・ 臨時休業期間中における児童生徒の自宅学習計画をはじめとした学習指導方針について検討する。

## 5 海外旅行、留学等に関する対応

- ・ 海外での新型インフルエンザの発生状況に関する継続的な情報収集を行い、学校など関係機関との情報共有を図る。
- ・ 必要に応じて、発生国への渡航自粛について要請する。

## 6 入学試験の延期等の検討・準備

- ・ 入学試験の延期等を行う場合に備え、県立学校、生徒・保護者、市町教育委員会への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、および第三段階以降の受験機会の確保等についてあらかじめ十分な検討や準備を行う。

## 7 教育庁内の体制整備

- ・ 県警戒本部等からの応援要請等に速やかに対応できるよう、あらかじめ所属内の連絡体制を確認する。
- ・ 職員の健康状態や家庭の状況を把握するための連絡体制を確認する。
- ・ 業務継続計画や自宅待機等への移行に備え、職場および自宅で行うべき業務の整理・確認を行う。

### Ⅲ 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請

県立学校・県立施設に対して、以下の事項について指示するとともに、市町教育委員会等に対しても同様の対応をとるよう要請する。

#### 1 情報の周知

- ・ 県教育委員会から伝達される新たな情報を児童生徒や保護者、教職員、所管施設等に迅速かつ確実に周知する。
- ・ 第二段階以降の対応方針を、保護者や利用申込者等関係者に周知する。

#### 2 連絡体制の整備

- ・ 第二段階以降における学校等の臨時休業・休館を行う場合に備え、教育委員会の担当者、学校、県立施設等との緊急連絡網などについて確認する。
- ・ 新型インフルエンザが発生した場合に適切な感染予防策を講じ、臨時休業の要請があれば速やかに実施できるよう、学校運営体制を確認する。
- ・ 臨時休業が実施された場合の児童生徒や保護者等との連絡体制を確認する。
- ・ 特別支援学校においては、寄宿舎を閉鎖した場合の家庭等での注意事項について、保護者にあらかじめ周知する。

#### 3 新型インフルエンザに関する指導等

- ・ 新型インフルエンザの感染予防策や感染した場合の注意事項等を児童生徒に再度指導するとともに、保護者等に対して情報提供を行う。
- ・ 児童生徒や保護者、教職員の健康状態の把握に努める。

#### 4 学校の臨時休業期間中の学習指導等

- ・ 各学校は、県教育委員会が示す方針に基づき、臨時休業期間中の児童生徒の自宅学習計画を検討する。

#### 5 海外旅行、留学等に関する対応

- ・ 新型インフルエンザ発生国や周辺地域への海外旅行等については、新型インフルエンザに関する最新情報を踏まえた上で、渡航自粛を含め再検討するよう保護者や教職員等に要請する。
- ・ 海外旅行や留学等の予定のある児童生徒に必要な情報の提供を行うとともに、発生国や周辺地域への留学等について、新型インフルエンザの発生状況等を踏まえた上で、渡航自粛も含め再検討するよう保護者等に要請する。

- ・ 海外に留学中の生徒や海外修学旅行中の児童生徒および引率教員に対して、在籍中の学校等から新型インフルエンザに関する情報を伝える。
- ・ 新型インフルエンザ発生国や周辺地域から帰国した児童生徒や教職員等に対して、新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに最寄りの「発熱相談センター(※)」に相談するようあらかじめ指導する。
- ・ 新型インフルエンザ発生国や周辺地域から帰国した児童生徒や教職員等が、風評により不当な扱いを受けることがないよう指導する。

【※発熱相談センター連絡先(相談対応時間 8:30~21:00)】

- ・ 福井健康福祉センター TEL:0776-36-1261 FAX:0776-34-7215  
e-mail:f-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
- ・ 坂井健康福祉センター TEL:0776-73-0600 FAX:0776-73-0763  
e-mail:s-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
- ・ 奥越健康福祉センター TEL:0779-66-2076 FAX:0779-65-8410  
e-mail:o-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
- ・ 丹南健康福祉センター TEL:0778-51-0448 FAX:0778-51-7804  
e-mail:t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
- ・ 二州健康福祉センター TEL:0770-22-3747 FAX:0770-24-1205  
e-mail:n-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
- ・ 若狭健康福祉センター TEL:0770-52-1300 FAX:0770-52-1058  
e-mail:w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp

## 6 部活動等の対応

- ・ 運動部や文化部の関係者、大会の主催者等に対して、第二段階以降の対応方針を周知する。

《参 考》

【第二段階以降の対応方針(部活動)】

●第二段階 国内発生早期(県外)

- ・ 全国大会やブロック大会等への参加を自粛する。
- ・ その他スポーツ団体に対して、部活動と同様の措置を要請する。

●第二段階 国内発生早期(県内および近県)

- ・ 通常の部活動や県内大会等への参加を自粛する。
- ・ その他スポーツ団体に対して、部活動と同様の措置を要請する。

## 第二段階 国内発生早期【県外(近県を除く)】

- |      |                               |
|------|-------------------------------|
| 1 状態 | 県外および近県を除く地域で新型インフルエンザが発生した状態 |
| 2 目的 | 県内発生に備えて体制の整備を行う。             |

### I 県の体制

知事を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部（以下「県対策本部」という。）」を設置し、感染拡大防止、社会・経済機能維持のための対策を講じる。

### II 教育委員会の体制

- 1 福井県教育委員会新型インフルエンザ対策会議の設置
  - ・ 県対策本部等から、県外での新型インフルエンザの発生情報を受けた段階で、直ちに「福井県教育委員会新型インフルエンザ対策会議」を設置し、情報の収集・共有・分析を行うとともに、対応方針等を確認・指示する。
  
- 2 新型インフルエンザに関する迅速かつ正確な情報の提供
  - ・ 県外での発生状況や予防のために必要な留意事項など得られた情報について、県立学校・県立施設、市町教育委員会等に対して、以下のような方法・ルートにより速やかに情報提供を行う。
    - ① ファックスやメールによる情報提供  
(想定される情報)
      - ・ 最新の知見に基づく新型インフルエンザの症状、感染経路等
      - ・ 効果的な予防方法(人ごみの多い場所の回避、うがい・手洗いの徹底)
      - ・ 症状を呈した場合の対応(医療機関受診等)
      - ・ 国内の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の具体的対応
      - ・ 海外での発生状況 等
  
    - ② 情報交換会の開催
      - ・ 必要に応じて市町教育委員会等の関係者による情報交換会を開催し、新型インフルエンザの症状や予防のために必要な留意事項、今後予想される動き等について説明を行う。

### 3 連絡体制等の確認

- ・ 県対策本部等からの応援要請等に速やかに対応できるよう、あらかじめ連絡体制を確認する。
- ・ 職員の健康状態や家庭の状況を把握するための連絡体制の確認と職員への周知徹底を行う。

### 4 学校の臨時休業期間中の学習指導等

- ・ 学校の臨時休業期間中の自宅学習の内容や生活上の留意点（学習課題、家庭での過ごし方等）を示す。

### 5 修学旅行、留学等に関する対応

- ・ 国内の修学旅行について、発生地に関する継続的な情報収集を行い、学校など関係機関との情報共有を図る。
- ・ 海外での新型インフルエンザの発生状況に関する継続的な情報収集を行い、学校など関係機関との情報共有を図る。
- ・ 新型インフルエンザ発生国や周辺地域への渡航自粛を要請する。

### 6 イベント等の延期または中止の検討

- ・ 不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる県教育委員会主催のイベント等について、延期または中止を検討する。

### 7 入学試験の延期等の検討・準備

- ・ 入学試験の延期等を行う場合に備え、県立学校、生徒や保護者、市町教育委員会への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、および第三段階以降の受験機会の確保等についてあらかじめ十分な検討や準備を行う。

### Ⅲ 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請

県立学校・県立施設に対して、以下の事項について指示するとともに、市町教育委員会等に対しても同様の対応をとるよう要請する。

#### 1 情報の整理、提供

- ・ 新型インフルエンザに関する情報や予防のために必要な留意事項等を整理し、児童生徒、保護者、教職員、施設利用者等に迅速かつ確実に周知する。

#### 2 予防のための留意事項等の指導

- ・ 予防のためには、人ごみを避けることや、外出時のマスクの着用、うがいや手洗いの励行、咳エチケットが重要であり、これらの留意事項が徹底されるよう指導する。
- ・ 保護者等に対して、児童生徒および家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、最寄りの発熱相談センターに相談するよう指導する。

#### 3 学校の臨時休業期間中の学習指導等

- ・ 各学校は、臨時休業を想定し、県教育委員会が示す方針に基づき、臨時休業期間中の児童生徒の自宅学習計画を策定する。

#### 4 修学旅行、留学等に関する対応

- ・ 国内の修学旅行等については、県対策本部等からの新型インフルエンザの関係情報に基づき、発生地および近隣都道府県への旅行等を自粛する。なお、自粛の範囲（旅行先等）については、感染拡大の兆候および地域の生活圏等を勘案して判断する。
- ・ 海外への留学や旅行等については、新型インフルエンザの関係情報に基づいて、自粛も含めて再検討するよう保護者等に要請する。
- ・ 留学中の生徒や修学旅行中の児童生徒および引率教員に対して、在籍中の学校等から以下の情報を伝える。

- ① 最新の知見に基づく新型インフルエンザの症状、感染経路等
- ② 効果的な予防方法（人ごみの多い場所の回避、うがい・手洗いの徹底）
- ③ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
- ④ 発生状況
- ⑤ 外務省の発出する渡航情報および管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意

- ⑥ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法(在外公館への連絡等)
- ⑦ 発生および発生の疑いがある場合には、速やかに報告すること
- ⑧ 流行国から帰国した場合、停留等の措置がとられる場合があること(※)

- ・ 発生国や周辺地域から帰国した児童生徒および入国した留学生や教職員等に対しては、新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに発熱相談センターに相談の上、医療機関で受診するようあらかじめ指導すること。

※ 新型インフルエンザに関する Q&A(保健所用:暫定版 抜粋)

平成21年4月28日 厚生労働省

— 旅行関連 —

家族が流行国から帰国するのですがどのような手続きを経て帰宅するのでしょうか？

- (1)発症していた場合は隔離されます。
- (2)渡航中に患者や感染が疑われる方と行動を共にしたり機内等において患者に直接接触したり、2m以内で対話する等をした場合は濃厚接触者として停留の対象になります。
- (3)同乗者及び発生国からの入国者については検疫法に基づく健康監視の対象者になります。

流行地から帰ってきたが家族と一緒にいても良いですか？また食事を一緒にすることは避けるべきですか？

流行地からの帰国者については症状を認めなくとも、10日間(※)は自宅で待機いただき、外出はなるべく控えていただきます。ただし家族と一緒に食事をしたり、同じ部屋で過ごすことは構いません。

(※平成21年5月13日政府新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会報告に基づき、7日間に短縮。)

健康監視されていることは秘密にしてもらえますか？

検疫所と都道府県および保健所の担当者により、厳格に個人情報には保守されますので、御安心ください。

検疫法に基づく健康監視を拒否したら罰則はありますか？

検疫法に基づく健康監視を拒否した場合には罰則の対象となります。  
(検疫法第36条 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

## 5 部活動等への対応

- ・ 部活動については、全国大会やブロック大会等への参加を自粛する。  
なお、参加を自粛する大会等については、感染拡大の兆候および地域の生活圏等を勘案して判断する。
- ・ その他スポーツ団体に対しても、部活動と同様の措置を講じるよう要請する。

## 6 イベント等の延期または中止の検討

- ・ 不要不急の大規模集会や不特定多数の集まるイベント等については、延期または中止を検討する。

## 7 社会教育施設等の臨時休館等

- ・ 社会教育施設、文化施設、体育施設等（以下「社会教育施設等」という。）の利用者および利用申込者に対し、県内および近県において新型インフルエンザが発生した場合の措置等についてあらかじめ周知する。

### （周知する事項）

- ① 臨時休館等の措置が講じられること。
  - ② 社会教育施設等で開催されるイベント等において、新型インフルエンザの感染拡大防止等に関して適切な対応が行われるよう、主催者等に対して注意喚起や中止・延期等の検討を要請すること。
- ・ 県教育委員会等からの指示・要請に従い、国内発生から一定期間内の日程にかかる新規利用予約の受付を中止する。

## 第二段階 国内発生早期【県内および近県】

- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 1 状態 | 県内または近県で新型インフルエンザが発生した状態 |
| 2 目的 | 県内での感染拡大をできる限り抑える。       |

### I 県の体制

県内での新型インフルエンザの感染拡大をできる限り抑えるための対策を講じる。

### II 教育委員会の体制

- 1 新型インフルエンザに関する情報収集等
  - ・ 発生状況・対策ならびに予防のために必要な留意事項など得られた情報について、県立学校・県立施設、市町教育委員会等に対して、速やかに情報提供を行う。
  - ・ 各学校から県・市町教育委員会へ報告される児童生徒、保護者、教職員の健康状態や家庭の状況について情報収集する。
  - ・ 収集した情報について、教育委員会対策会議において分析を行い、対応方針等を確認するとともに、対策本部と協議する。
- 2 臨時休業・休館の措置
  - ・ 県内または近県で、第1例目の患者が確認されたとの情報が県対策本部から提供された場合、県対策本部と協議の上、県立学校・県立施設に対して、臨時休業・休館を指示する。なお、県立学校の休業については、住民の生活圏や児童生徒の通学状況等を勘案して判断する。
- 3 学校の臨時休業期間中の学習指導等に対する支援
  - ・ 休業中の自宅学習、生活指導の実施状況等の把握に努めるとともに、各学校に対して、新型インフルエンザに関する児童生徒への教育、自宅学習の進め方、学校運営の在り方などについて必要な支援を行う。
- 4 修学旅行、留学等に関する対応
  - ・ 国内の修学旅行等について、発生地に関する継続的な情報収集を行い、学校など関係機関との情報共有を図る。

- ・ 海外での新型インフルエンザの発生状況に関する継続的な情報収集を行い、学校など関係機関との情報共有を図る。
- ・ 新型インフルエンザ発生国や周辺地域への渡航自粛を要請する。

## 5 イベント等の延期または中止

- ・ 不要不急の大規模集会や不特定多数が集まる県教育委員会主催のイベント等については、原則として延期または中止する。

## 6 入学試験の延期等

- ・ 入学試験を延期する場合には、直ちにその旨を県立学校に指示するとともに、生徒・保護者、市町教育委員会への連絡方法や問い合わせ窓口の設置ならびに第三段階（回復期）以降の受験機会の確保等必要な対応を行う。
- ・ 入学試験の延期等を行った場合には、文部科学省に報告する。

## 7 教育庁の勤務体制

- ・ 職員が新型インフルエンザに罹患した場合も想定して、業務継続計画の業務は誰でも対応できるようあらかじめ体制を整えるとともに、自宅待機中の業務を整理しておく。

### Ⅲ 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請

県立学校・県立施設に対して、以下の事項について指示するとともに、市町教育委員会等に対しても同様の対応をとるよう要請する。

#### 1 臨時休業・休館等の措置

- ・ 学校・社会教育施設等は、県対策本部からの指示または要請に基づき、臨時休業や臨時休館等の措置を行う。なお、学校の休業については、住民の生活圏や児童生徒の通学状況等を勘案して判断する。
- ・ 学校の臨時休業等の措置を行う場合は、患者やその家族および接触者等に対する差別などが起こらないよう十分留意する。
- ・ 社会教育施設等で開催されるイベント等において、新型インフルエンザの感染拡大防止等に関して適切な対応が行われるよう、主催者等に対して注意喚起や中止・延期等の検討を要請する。
- ・ 県立の社会教育施設等の臨時休館等のため施設を利用できない予約者が、利用料金等の納入を済ませている場合には、当該利用料金等を返還する。

#### 2 学校の臨時休業期間中の学習指導等

- ・ 児童生徒の自宅学習計画等に基づき、臨時休業中の学習指導、生活指導を適切に行うとともに、児童生徒や保護者、教職員の健康状態や家庭の状況の把握と教育委員会への報告を確実に行う。

#### 3 患者が発生した場合等の措置

- ・ 学校や県立施設において、児童生徒、教職員、施設利用者等に新型インフルエンザ患者が発生または発生の疑いのある場合には、直ちに発熱相談センター、教育委員会等に報告・相談し、感染・まん延拡大防止等の措置が適切に講じられるようにする。

#### 4 修学旅行、留学等に関する対応

- ・ 国内の修学旅行等については、県対策本部等からの新型インフルエンザの関係情報等に基づいて自粛する。なお、この場合、感染拡大の兆候および地域の生活圏等を勘案して判断する。
- ・ 海外への留学や旅行等については、新型インフルエンザの関係情報に基づいて、自粛も含めて再度検討するよう保護者等に要請する。
- ・ 留学中の生徒や修学旅行中の児童生徒および引率教員に対して、在籍中の学校等から以下の情報を伝える。

- ① 最新の知見に基づく新型インフルエンザの症状、感染経路等
- ② 効果的な予防方法(人ごみの回避、うがい・手洗いの徹底)
- ③ 症状を呈した場合の対応(医療機関受診等)
- ④ 発生状況
- ⑤ 外務省の発出する渡航情報および管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
- ⑥ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法(在外公館への連絡等)
- ⑦ 発生および発生の疑いがある場合には、速やかに報告すること
- ⑧ 流行国から帰国した場合、停留等の措置がとられる場合があること

## 5 イベント等の延期または中止

- ・ 不要不急の大規模集会や不特定多数の集まるイベント等については、原則として延期または中止する。

## 6 部活動等への対応

- ・ 部活動については、通常の一部活動や県内大会等への参加を自粛する。なお、この場合、感染拡大の兆候および住民の地域の生活圏等を勘案して判断する。
- ・ その他スポーツ団体に対しても、部活動と同様の措置を講じるよう要請する。

## 第三段階 感染拡大期/まん延期/回復期

- |      |  |
|------|--|
| 1 状態 | 国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 <ul style="list-style-type: none"><li>● 感染拡大期:入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態</li><li>● まん延期:入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態</li><li>● 回復期:ピークを越えたと判断できる状態</li></ul> |
| 2 目的 | 1)健康被害を最小限に抑える。<br>2)医療機能、社会・経済機能を維持し、影響を最小限に抑える。  |

### I 県の体制

県対策本部において、感染拡大防止、社会・経済機能維持のための対策を講じる。

### II 教育委員会の体制

- 1 新型インフルエンザに関する情報収集等
  - ・引き続き、発生状況・対策ならびに予防のために必要な留意事項など得られた情報について、県立学校・県立施設、市町教育委員会等に対して、速やかに情報提供を行う。
  - ・各学校から県・市町教育委員会へ報告される児童生徒、保護者、教職員の健康状態や家庭の状況について情報収集する。
  - ・収集した情報について、教育委員会対策会議において分析を行い、対応方針等を確認するとともに、随時県対策本部で協議する。
- 2 臨時休業・休館の措置等
  - ・引き続き、県対策本部と協議の上、県立学校・県立施設の臨時休業・休館を指示する。なお、県立学校の休業については、住民の生活圏や児童生徒の通学状況等を勘案して判断する。
  - ・回復期においては、学校等の臨時休業・休館の終了時期等を検討し、県対策本部と協議するとともに、その結果を周知する。

### **3 学校の臨時休業期間中の学習指導等に対する支援**

- ・ 学校において、児童生徒の自宅学習計画等に基づき、臨時休業中の学習指導、生活指導等が適切に行われるよう、必要な支援を行う。

### **4 イベント等の延期または中止**

- ・ 不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる県教育委員会主催のイベント等については、原則として延期または中止する。

### **5 入学試験の延期等**

- ・ 入学試験を延期する場合には、直ちに県立学校に指示するとともに、生徒・保護者、市町教育委員会への連絡方法や問い合わせ窓口の設置ならびに第三段階（回復期）以降の受験機会の確保等必要な対応を行う。
- ・ 入学試験の延期等を行った場合には、文部科学省に報告する。

### **6 教育庁の勤務体制**

- ・ 県対策本部等から第三段階への移行情報がもたらされた段階で、通常業務は業務継続計画の勤務体制に移行する。
- ・ 業務継続計画の業務に従事する職員以外の職員は、県対策本部要員等または自宅待機となる。
- ・ 事前に準備・確認した連絡体制により職員の健康状態や家庭の状況を把握し、自宅待機等について円滑な対応を行う。

### Ⅲ 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請

県立学校・県立施設に対して、以下の事項について指示するとともに、市町教育委員会等に対しても同様の対応をとるよう要請する。

#### 1 臨時休業・休館等の措置

- ・ 学校・社会教育施設等は、県対策本部からの指示または要請に基づき、臨時休業や臨時休館等の措置を行う。なお、学校の休業については、住民の生活圏や児童生徒の通学状況等を勘案して判断する。
- ・ 学校の臨時休業等の措置を行う場合は、患者やその家族および接触者等に対する差別などが起こらないよう十分留意する。
- ・ 社会教育施設等で開催されるイベント等において、新型インフルエンザの感染拡大防止等に関して適切な対応が行われるよう、主催者等に対して注意喚起や中止・延期等の検討を要請する。
- ・ 県立の社会教育施設等の臨時休館等のため施設を利用できない予約者が、利用料金等の納入を済ませている場合には、当該利用料金等を返還する。

#### 2 学校の休業期間中の学習指導等

- ・ 児童生徒の自宅学習計画等に基づき、臨時休業中の学習指導、生活指導を適切に行うとともに、児童生徒や保護者、教職員の健康状態や家庭の状況の把握と教育委員会への報告を確実に行う。

#### 3 イベント等の延期または中止

- ・ 不要不急の大規模集会や不特定多数の集まるイベント等については、原則として延期または中止する。

#### 4 学校における対応

##### 【感染拡大期】

- ・ 児童生徒や保護者に対して、臨時休業等の情報提供を迅速に行う。
- ・ 新型インフルエンザの発生状況や効果的な予防方法等について、児童生徒、保護者、教職員等に対して迅速かつ確実に周知する。また、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導する。
- ・ 児童生徒の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には保護者と連絡を取り適切に対応する。また、保護者に対しても、当該児童生徒や家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、速やかに発熱相談センター等に相談するよう指導する。

- ・ 発生源や周辺地域から帰国した児童生徒ならびに入国した留学生や教職員等に対して、新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、ただちに発熱相談センター等に相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ指導する。
- ・ 児童生徒や教職員等に新型インフルエンザが発生したことが分かった場合には、ただちに県教育委員会に報告する。また、この場合、感染症法に基づき入院措置等が講じられることから、県対策本部等の要請に対して速やかに協力する。
- ・ 臨時休業等の措置を行った場合には、県教育委員会にその旨を報告する。
- ・ 学校の臨時休業等の措置を行う場合は、患者等やその家族、接触者等が、風評により不当な扱いを受けることがないように十分留意する。
- ・ 修学旅行等は、県対策本部の指示に基づき中止するとともに、児童生徒の海外旅行・留学等についても、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、自粛するよう保護者や児童生徒に要請する。
- ・ 海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒および引率教員に対しては、在籍中の学校から次の情報を伝える。
  - 新型インフルエンザの発生状況・症状、感染経路等
  - 効果的な予防方法
  - 症状を呈した場合の対応
  - 外務省の発出する渡航情報および管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
  - 流行国から帰国した場合の停留等の措置 等

#### 【まん延期】

- ・ 学校の臨時休業を継続し、児童生徒については極力外出を控えさせるとともに、臨時休業中の授業等の履修上の取扱いや、家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱の生じないように十分指導する。
- ・ 新型インフルエンザ患者を対象とした入院措置は解除されているため、児童生徒や教職員等が発症した場合には、適切な医療機関（発熱外来等）を受診するよう発熱相談センターと連携を図る。
- ・ その他、感染拡大期の対応を引き続き行う。

#### 【回復期】

- ・ 県対策本部等からの臨時休業終了時期等に関する情報を踏まえて、学校の再開に向けて必要な体制の整備、準備等を行う。
- ・ 臨時休業を終了した際には、県教育委員会にその旨報告する。
- ・ その他、感染拡大期およびまん延期の対応を引き続き行う。

## 第四段階 小康期

- |      |                           |
|------|---------------------------|
| 1 状態 | 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態  |
| 2 目的 | 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。 |

### I 県の体制

新型インフルエンザ対策本部において、対応体制の評価・見直しを行う。

### II 教育委員会の体制

- 1 新型インフルエンザに関する情報収集等
  - ・引き続き、県対策本部、文部科学省等からの情報を収集する。
  - ・各公立学校から県・市町教育委員会へ報告される児童生徒、保護者、教職員の健康状態や家庭の状況について情報収集する。
- 2 教育委員会対策会議の開催
  - ・新型インフルエンザに関する情報の共有・分析、第二波に備えた対応方針等を確認・指示するため、必要に応じて教育委員会対策会議を開催する。
- 3 新型インフルエンザに関する情報の提供
  - ・新型インフルエンザの発生状況等、得られた情報について電子メール・ファックス・電話連絡・県教育委員会のホームページなどにより、県立学校・県立施設、市町教育委員会等に対して速やかに情報提供を行う。
- 4 本ガイドラインの見直し等
  - ・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、流行の第二波に備え、必要に応じ、本ガイドラインおよび情報提供体制等の見直しを行う。
  - ・学校等の臨時休業・休館の終了時期等を検討し、県対策本部と協議するとともに、その結果を周知する。
  - ・学校が臨時休業を終了した場合には、その旨を文部科学省に報告する。
- 5 入学試験の実施等
  - ・延期した入学試験等がある場合には、その実施について検討・準備する。

### Ⅲ 県立学校・県立施設、市町教育委員会等への指示・要請

県立学校・県立施設に対して、以下の事項について指示するとともに、市町教育委員会等に対しても同様の対応をとるよう要請する。

#### 1 対策の評価と見直し

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、流行の第二波に備え、必要に応じ、情報提供体制等の見直しを行う。

#### 2 情報の収集と報告

- ・ 県教育委員会等からの情報について、随時確認する。
- ・ 児童生徒、保護者、教職員の健康状態や家庭の状況について情報収集し、県教育委員会に報告する。

#### 3 臨時休業・休館の終了等

- ・ 県対策本部等からの臨時休業・休館の終了時期等に関する情報を踏まえて、学校や社会教育施設等の臨時休業・休館を終了するとともに、第二波に備えた対応の見直しを行う。
- ・ 市町立学校が臨時休業を終了した場合には、その旨を県教育委員会に報告する。
- ・ 市町教育委員会においては、学校の再開に向け、児童生徒への指導計画の作成などについて、学校に対し必要な支援を行う。

#### 4 流行の第二波への対応

- ・ 流行の第二波に備え、必要に応じ、感染防止策、重要業務の継続や業務の縮小等について定めた計画の見直しを行う。

#### 5 その他

- ・ その他、必要な回復期の対応を行う。